

徳島県告示第二百五十四号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 区域の表示

次の図のとおり

二 指定年月日

令和七年五月一日

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）